

県南広域振興局長告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和4年3月25日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 107号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
和賀郡西和賀町大石43地割118番地先から耳取49地割98番5地先まで	新	A 55.3～53.6 m	m 6.3
		B 55.3～6.0	847.0
	旧	A 55.3～53.6	6.3

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
- (2) 期間 令和4年3月25日から同年4月25日まで